

JAバンク・セーフティーネット

JAバンクは、「破綻未然防止システム」と「貯金保険制度」により「JAバンク・セーフティーネット」を構築し、組合員・利用者の皆さまに、より一層の「安心」をお届けしています。

破綻未然防止システム

破綻未然防止のための
JAバンク独自の制度



貯金保険制度

貯金者の保護のための
公的な制度

信頼のネットワーク、JAバンク

JAくまがやの現況

ミニ ディスクロージャー誌

2021

令和2年4月1日～令和3年3月31日

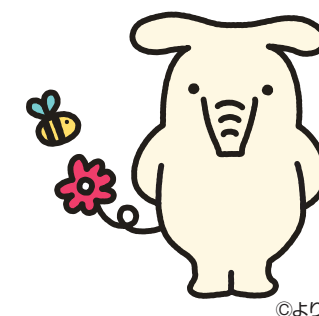
身近で便利 JA店舗

本店	TEL.048-521-6061
本店営業課	TEL.048-521-0878
成宮支店	TEL.048-524-8686
佐久良支店	TEL.048-524-8690
山王支店	TEL.048-522-4564
玉井支店	TEL.048-532-3604
大幡支店	TEL.048-524-8700
中条支店	TEL.048-524-8711
吉岡支店	TEL.048-536-1303
三尻支店	TEL.048-532-3606
奈良支店	TEL.048-524-8734
別府支店	TEL.048-532-6307
妻沼西支店	TEL.048-588-1667
長井支店	TEL.048-588-0049
秦支店	TEL.048-588-0110
江南支店	TEL.048-536-1392
市田支店	TEL.048-536-0518
吉見支店	TEL.0493-39-2003



組合員・利用者の皆さまに、より一層の「便利」と「安心」をお届けするための農協金融システムが「JAバンクシステム」です。このシステムに一体的に取組むJAバンク（JA・信連・農林中金）の金融店舗には、「JAバンク会員マーク」が掲示されております。

2021ミニディスクロージャー誌 令和3年8月製作
JAくまがや（くまがや農業協同組合）企画管理部
〒360-0014 熊谷市箱田5丁目8番2号
TEL 048-521-6061（代表）
【JAホームページ】 <http://www.ja-kumagaya.or.jp/>



©よりそう



この資料は、当JAの経営内容の開示を行い、当JAの業務につきまして一層のご理解をいただきたく作成したものであります。今後とも皆さまの一層のご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

くまがや農業協同組合
代表理事組合長 吉田 公一

経営状況

令和2年度JAくまがやの経営状況は次のとおりです。

(単位：千円)

区 分	R 2. 3月期	R 3. 3月期	増 減 額
事業総利益	2, 686, 284	2, 588, 883	△97, 400
うち信用事業	1, 170, 872	1, 193, 312	22, 439
事業管理費	2, 531, 821	2, 458, 312	△73, 509
事業利益	154, 462	130, 571	△23, 891
経常利益	299, 321	254, 967	△44, 354
当期剰余金	205, 688	207, 908	2, 220

資金構成

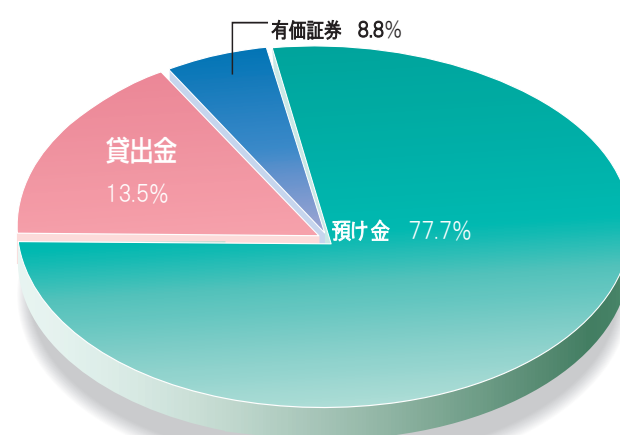
皆さまに安心していただけるJAの資金構成です。

(単位：百万円)

	R 2. 3月期	R 3. 3月期
貯 金	208, 823	215, 687
貸 出 金	28, 794	28, 743
預 け 金	165, 127	165, 899
有価証券	12, 712	18, 674

※貸出金については、貸付留保金を控除した数値として
います。

R3.3月期のJAくまがやの運用資産構成

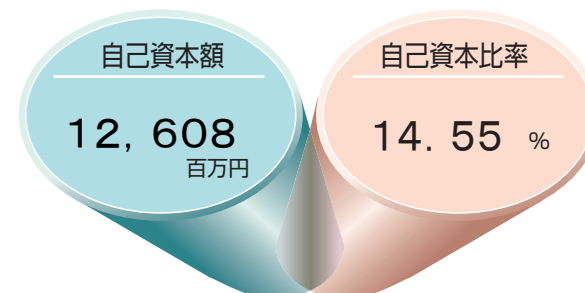


自己資本比率

経営のバロメーター … 自己資本比率は充分です。

(単位：百万円、%)

R3.3月期の自己資本の状況



自己資本比率 = $\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産(リスク・アセット) + オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8\%で除して得た額}}$
 ○リスク・アセット「資産のリスクに応じて算出した資産総額」

	R2. 3月期	R3. 3月期
自己資本額	12, 527	12, 608
自己資本比率	14. 76%	14. 55%

※ 自己資本比率に応じた行政の指導内容

自己資本比率	行政指導内容
4%以上	経営体質が健全で問題がない。
4%未満	経営改善計画の作成・実施命令
2%未満	総資産の圧縮、新規業務の禁止等
0%未満	業務の一部・全部の停止命令

国内の金融機関 (JA・信用金庫等) の自己資本比率の法定基準は、4%以上です。
 但し海外で業務を行う金融機関は8%以上です。

金融再生法開示債権

不良債権に対する備えは充分です。

JAくまがやは、経営の透明性を高め、その健全性と安全性をご理解いただくために、金融再生法に基づく開示債権の状況を開示するとともに、不良債権に対する保全状況を開示いたします。

(単位：百万円、%)

債権区分と保全状況		R3. 3月期
破産更生債権及びこれらに準ずる債権		83
危険債権		359
要管理債権		—
小 計 (A)		442
保全状況	上記債権の担保・保証の額 (B)	305
	上記債権に対する貸倒引当金の額 (C)	96
	上記債権に対する保全率 (B+C) / (A)	91. 0 %
正 常 債 権		28, 319
合 計		28, 761

H16. 3月期より金融再生法に基づき債権の開示を始めました。

【用語の説明】

- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権…破産・会社更生・民事再生等の事由により、経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 危険債権…債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
- 要管理債権…(1) 3ヶ月以上延滞債権=元金または利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヶ月以上延滞している貸出金のうち、破産更生債権等及び危険債権を除いた貸出債権です。
(2) 貸出条件緩和債権=経済的困難に陥った債務者の経営再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権のうち、破産更生債権等、危険債権及び3ヶ月以上延滞債権を除いた貸出債権です。

※ミニディスクロージャー誌に記載した金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。